

中山町まちづくり推進事業補助金について

令和7年4月

1. 趣旨・目的

地域の住民の自主的なまちづくり及び町と地域の住民との協働によるまちづくりを推進するため、自治会・自主防災会等が行う事業に対して、予算の範囲内において補助金を交付します。

2. 事業主体及び支援内容

事業主体等及び支援内容は、次の表のとおりとなります。

事業の主体等	対象事業		支援補助率等		限度額
①町内の自治組織である区及び複数の区により組織された自治会組織	(1)地域の環境整備等まちづくりに寄与する事業		3／4以内		20万円
	(2)地域の交流活動の促進に寄与する事業		2／3以内		10万円
	(3)地域の課題の解決を図る事業		3／4以内		20万円
	(4)共同で除雪作業を行う目的で除雪機（付属品含む）を購入する事業		3／4以内		40万円
②自主防災会	(5)自主防災組織の資機材整備等の安全なまちづくりに寄与する事業	自主防災組織設立補助	30万円まで	全額	30万円
			30万円を超える部分	2／3以内	20万円
		設立後補助	10万円まで	全額	10万円
			10万円を超える部分	2／3以内	20万円
	(6)自主防災組織が地区住民に対して行う防災訓練等の事業		全額		10万円
③中山町区長連絡協議会	(7)一律の自治会保険に加入する事業		全額		予算で定める額
	(8)区長連絡協議会が実施する研修事業				
	(9)その他町長が適当と認める事業		2／3以内		10万円

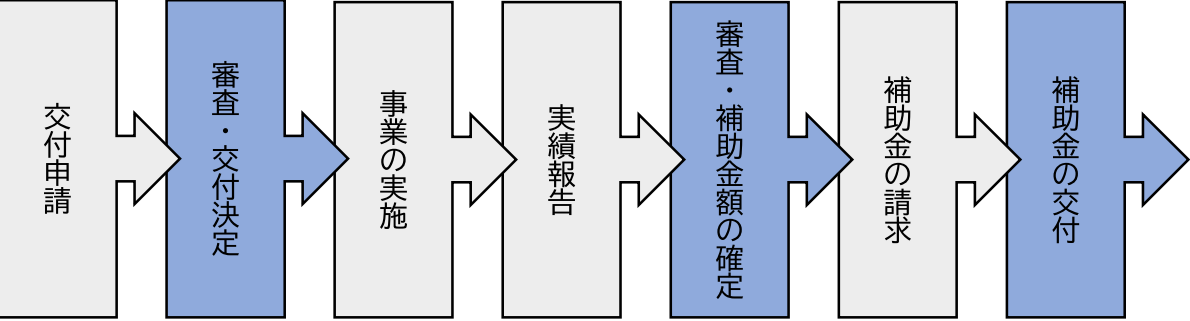
※対象事業(1)～(3), (9)：用地の取得が必要な事業については、その経費を除く ※補助額は千円未満端数切捨
※対象事業(6)：準備のための会議や終了後の反省会等にかかる経費は除く

3. 申請方法

申請を希望される場合は、次の書類を提出してください。
申請の提出期限は、事業着手の10日前までとなります。
対象事業(1)～(4)は、同一年度にそれぞれ1回まで申請可能です。

区分	提出書類
交付申請	□補助金交付申請書 □事業計画書 □収支予算書 □その他必要な書類（見積書の写し等）
実績報告	□補助金実績報告書 □事業実績書 □収支決算書 □その他必要な書類（領収証の写し、写真等）

4. 手続きの流れ（白：申請者、網掛け：町）



留意事項

- (1) 地区の運営経費に対する補助ではありません。
- (2) 地区の事業の中で、町の補助等があるものは、まちづくり推進事業補助の対象となりません。
 - ◆地区集会施設の新設・大規模改修
→自治公民館等建設費整備費補助（まちづくり推進G）
 - ◆地区敬老会
→敬老会補助金（福祉子育て支援G）
 - ◆消防施設整備
→消防施設設備設置補助（危機管理G）
 - ◆ごみ集積所設置
→ごみ集積所設置補助（住民G）
- (3) 村社、地蔵尊等の祭典は、氏子、講中等が行うべきものであり、まちづくり推進事業補助にはなじまないことから、補助の対象とはなりません。

5. 活用事例等

事業の具体例及び令和6年度の活用事例を紹介します。

実施の主体等	項目	具体例及び令和6年度活用事例
自治会等による事業	具体例	地区の花壇の整備、地区の側溝の清掃、公共の場へのベンチ設置、地区の夏祭り等、地区の運動会等、地区の課題解決のための研修会…など
	令和6年度実績	地区公民館施設等の改修・内部整備、老木の撤去、グラウンドゴルフ大会・芋煮会・交流会…など
自主防災会による事業	具体例	ヘルメット・腕章、発電機・リヤカー、防災保管庫の購入…など
	令和6年度実績	自主防災会資機材整備、防災訓練・地区防災ガイドブック作成…など

【お問い合わせ先】
中山町総合政策課 まちづくり推進グループ
電 話 023-662-4271
FAX 023-662-5176